

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	カンボジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むカンボジアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,200,000千円 -----	H19.1.22 プノンペン (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H19. 2. 2 58号
カンボジア	第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画の贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	49,000千円 H20. 1.21まで	H19. 1.22 プノンペン (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H19. 2. 2 59号
カンボジア	第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画の贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画を実施するために必要な 1. 護岸、貯留槽及び関連施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,595,000千円 (H19年度 375,000千円) H20. 3.31まで (H20年度 1,325,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 895,000千円) H22. 3.31まで	H19. 6.14 東京で (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 カンボジア側 ロン・ピサロ外務・国際協力省長官	H19. 6.27 371号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	364,000千円 (H19年度 37,000千円) H20. 3.31まで (H20年度 165,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 94,000千円) H22. 3.31まで (H22年度 68,000千円) H23. 3.31まで	H19. 6.14 東京で (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 カンボジア側 ロン・ピサロ外務・国際協力省長官	H19. 6.27 372号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
カンボジア	第二次地雷除去活動支援機材開発研究計画に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第二次地雷除去活動支援機材開発研究計画を実施するために必要な 1. 機材の認証試験に必要な役務の供与 2. 上記1.の試験により認証された機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	484,000千円 H20.3.31まで	H19.9.6 プノンペンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H19.9.21 539号
カンボジア	コンボレンチャム州病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	コンボレンチャム州病院改善計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	60,000千円 H20.12.2まで	H19.12.3 プノンペンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H19.12.13 677号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。